

## 教員免許更新制等に関する意見

全国特別支援学校長会

会長 市川 裕二

管理職は、更新講習を受けた教員に対して研修の成果を確認していますか？	はい	いいえ
	10	23
更新講習で教員は、最新の知識・技能を修得したと思いますか	はい	いいえ
	22	11
更新講習は、学校における教育活動に役立っていますか？	はい	いいえ
	14	19
更新講習の受講が教師にとって、負担があると思いますか？	ある	ない
	31	2
教員の更新講習の受講について、管理職の負担はありますか？	ある	ない
	27	6
一定期間ごとに更新を要する有効期間の付された免許状であることが、新卒・既卒含めた教員志望者の志望動向に影響していると思いますか	はい	いいえ
	15	18

※各都道府県の校長会から回答を得たものであり、個々の校長の考えには、違いがあるため、あくまで傾向としての数字と考えている。

※どちらともいえないと回答してきた県等の意見は集計から外してある。

### 1 更新講習の成果についての意見

○更新講習の成果については、学校長が報告書や聞き取りで、確認をしている場合と、更新講習は、教員個人の責任の下に受講しているため、特段、確認をしていない場合もある。成果の確認を学校に求める場合は、管理職の負担増が懸念される。

○更新講習により、最新の知見の獲得や指導技法等の習得ができることは、教員が行う教育活動に良い影響を与えるという面は確実にある。一方、講習を受ける教員の意識によっては、単に、講習を修了することが目的となり、受講しやすい講義を選ぶ場合もある。受講する内容等は職員が選択するので、職員の意識によるところが大きいと思われる。

○大学側が講習内容に工夫を凝らしており、最新の知識や情報について、触れる機会となっているという意見を聞いている校長もいる一方、更新講習で、最新の情報を得たが、現場で即、役立つものではないという教員からの感想を聞いている校長もいる。教員が個々に直面している教育課題に必ずしも即応している講座が開設されているとは限らないと考える校長もいる。講義による受講が多いため技能の向上が困難であるという意見もある。日頃の教育活動の改善に直接つながるような講義内容の充実も必要ではないかと考える。

### 2 更新講習の受講の教師にとっての負担についての意見

○申込手続や受講時間の確保（長期休業中や週末に受講せざるを得ない）、費用の負担、居

住地から遠く離れた大学等での受講、負担感があるのは確かである。また、勤務のみならず育児・介護など家庭の事情などがある教員も多い。こうしたことから、開催地との距離や受講受入れ枠などの状況から内容よりも地理的条件で通いやすい「近くの大学」の限られた講座で済ませることもあると考える。

○更新研修以外にも、学習指導要領改訂に伴う研修、夏季休業中に校内で実施される研修や教育委員会の実施する研修など、多様な研修があり、内容が重複している。各教員が本当に研修を受けたいと切望する内容が受講できないことから一層、負担感を感じる面もあると考える。オンライン講習の充実など、居住地で、受講できる講習内容の選択肢が広がるような工夫が必要である。

○学校は、夏季休業中を中心とした研修を行うことが多いので、学校の研修に参加できないという課題もある。

### **3 教員の更新講習の受講について、管理職の負担についての意見**

○特別支援学校の場合は、産・育休中の職員を含め教員数が多い学校が多く、複雑な免許更新制度の職員への周知、受講対象者の把握のための確認作業、更新講習の申込みや延期申請、更新手続きの促し、更新手続きに係る書類の作成、更新修了の確認等、教育委員会への報告など、教員数の多い学校における管理職（特段業務を担当している教頭）の負担は非常に大きいという意見は多い。

○通信教育による受講の場合、管理職の記入欄や申請時の証明など管理職が関わることが多く、人数が多く所有免許状も多様な特別支援学校における管理職の負担はと大きい。

○免許の失効が起きないように更新講習の受講を最優先するため、夏季休業中等に講習を受けるとしても、業務が滞る場合がある。

### **4 有効期間の付された免許状（更新制度がある）の採用への影響についての意見**

○他の資格においても有効期間が設定されているので、更新制度が直接、教員採用に影響をもたらすことはないなど、新規採用への影響はないと思われるという意見がある一方、教員は多忙で、仕事を続けるためには私的な時間を費やすことが当たり前の仕事であるという「教師＝苦労しそうな職業、心身の負担が大きい職業」、自分には務まらないかもしれないと尻込みする教育学部の大学生も多いと聞いている校長もいる。教員の志望者数の減少は、更新制度が大きな影響を及ぼしていると感じているなど大いに関連していると感じているという声もある。

○既卒者で長く講師をしている間に免許更新を迎えると教職から離れる契機となる場合がある。

○産休育休代替教員や時間講師を採用することが年々難しくなっている中、候補者が見つからなくても、面接の段階で、更新講習を受けていないことから免許が失効しており結局採用できないことが多い。特別支援学校の場合は、教員数が多い学校も多く、産休育休代替教員や時間講師の採用数は多いため、このことは極めて重要な課題である。このため、失効された免許が簡易に復活できる制度設計が必要なのではないかと考える。

## 5 更新講習を受けることに関する課題についての意見

○更新講習の受講を最優先するため、認定講習等による特別支援学校教諭免許の取得が数年後回しになるケースがある。

○地理的な条件で探すと開講されている講座が限られてしまう。地方だと、講習を開講している大学までの移動時間がかかる。特に、選択領域の講座を受講する際に、近くの大学では自分の専門領域の講座が開講されていない場合がある。教員が直面している教育課題の解消を期待して更新講習を受講したにもかかわらず、希望する内容の講座を受講できないことは大きな課題である。

○特別支援学校における障害種に応じた専門的・喫緊の課題に関する内容が盛り込まれた講習の設定が望まれる。また、最新の知見の研修だけでなく、日頃の教育活動の改善に直接つながるような講義内容の充実も必要である。

○特別支援教育に係る講習は人気が高く、最新の特別支援教育知見を学びたいと高い意思を持っている特別支援学校の教員にとっては、残念な更新講習になることが多くある。

○特別支援学校の場合は障害のある教員も在籍している。聴覚に障害のある職員が、大学に情報保障（要約筆記）を依頼したところ、断られ受講が出来なかったことがあった。合理的配慮がどこでもなされるべきだと考える。

○障害のある教員も含めて、教員が講習を受けやすくなるよう、オンラインの講習やオンデマンドの講習の充実は、是非とも必要である。

## 6 教員免許更新制度に関する意見。

○更新制度の実施により、教員の質が高まり、学校の教育力向上や児童生徒のよりよい成長につながっているのか、検証が必要である。

○特別支援学校の場合、特別支援学校教諭免許を免許認定講習により取得する教員が多く、新規免許状を授与された場合、更新講習の受講が免除になるなど、制度が複雑である。また、更新期限が年齢や経験年数と重ならないこともあり、各職員の状況の把握が難しい。

○免許更新制度がねらいとする「最新の知識・技能の習得」については、経年研修や教育センター等が開催する研修等をはじめ様々な機会が与えられている。免許更新制度にかわり、現職研修のより一層の充実が望ましい。初任者研修や中堅研修等との相互乗り入れや、更新時期の柔軟化など、各都道府県（教育センター等）の教職員研修をもっと活用する方向で柔軟な運用をすべきである。

○定年が近くなった教員が、この免許更新を機に早期退職をするケースが見られる。定年までの最後の更新は免除あるいは軽減する等の措置があってもよいのではないかと。

## 7 現職研修に関する意見（初任者研修・中堅研修）

○現職研修は、他校の教員との交流も含めた集合研修と学校ごとの研修が、年間を通して計画的に実施することができ、初任者・中堅教員に必要な資質・能力を高めるために非常に有用であり、県等が実施している現職研修は充実していると思う

○初任者研修は、費やす時間も多く、求められる内容も多岐にわたっている。本人はもちろんのこと、指導担当教員の負担も大きいことは課題である。

○初任者研修、中堅研修等充実してきているが、特別支援学校では、一つの学校に多くの対象者がおり、授業の補欠体制、提出書類作成等の負担など課題がある。

## **8 教員免許更新制度を有意義にするための提案**

○更新のタイミングを教職経験年数などで統一する等、更新期限を分かりやすくする。

○時間的・金銭的負担をすくなくするため、また、各々の教員が抱えている課題に関する講習を受講できやすくするため、放送大学の活用や、オンライン・オンデマンド・eラーニングでの受講を充実させる。講習修了の認定がオンラインでできるようにすることで、事務処理手続きの負担軽減を図る。

○新しい時代を生きる生徒を育成するのにふさわしい内容など、学ぶべき内容を統一することも必要ではないか。また、講座の内容は、各教員が、実際の指導で活用できるような例えば、指導法や教材等を扱う講座内容の充実を図る必要がある。

○県教育委員会や教育センターが実施する現職研修や任意の研修、大学への内地留学、学校におけるOJTをもって代えることの促進を図る。他の資格では様々な研修会をポイント制にして資格認定をしている場合もある。教員免許更新制度でも、教育委員会が認定した学会など外部研修会への参加などをポイント制にして、更新講習の一部を代替できるようにすることも検討できるのではないか。

○特別支援学校教諭の免許認定講習で新たな障害種の免許取得に取り組んでいる教職員もいる。取得済みの免許を更新するだけでなく、新たな教科、新たな障害種等の免許取得者を奨励する必要がある。

○県によっては、免許更新講習を県教育委員会が実施主体となり、県が定める教員養成指針と連携した形で運用しているところもあるので参考にしてほしい。